



令和8年3月2日（月）から
開庁時間と電話受付方法
が変わります。



▲町ホームページ



©松崎町

開庁時間

変更後 **8:30~16:30**
変更前 8:15~17:00

対象施設

役場庁舎

※ 環境改善センター 図書館 生涯学習センター 体育施設
クリーンピア（ゴミの持ち込み時間）など、その他の施設は
これまでの時間と変更ありません

電話受付

各課への直通番号が自動応答メッセージ対応となります
平日17時以降および土日・祝日
緊急時は代表**0558-42-1111**にて対応いたします

Q1 開庁時間を変更する理由は何ですか

A1 閉庁時間中における事務の集中処理による効率化、生産性の向上

来庁者のない時間帯を確保することにより、集中的に事務を処理することで生産性の向上を図るとともに、窓口業務以外の仕事を行う時間を確保します

まとまった打合せ時間確保によるコミュニケーションの活性化

始業時の打合せや窓口終了後の確認、打合せなどを行う時間を確保できるようになります
上司の指導や指示が行いやすくなり、結果的に町民サービスの向上につながります

業務準備や事後処理などを勤務時間内に行うことで時間外の作業を抑制

現在、朝の窓口受付開始の準備や受け付けた書類の事後処理、収受した手数料などの集計作業などが勤務時間の前後になっているため、勤務時間内に作業を行い、時間外勤務が発生しないようにします

Q2 仕事などで用事がある場合も役場に入れなくなるのですか

A2 仕事の打合せなどの用事がある方はこれまでと同じよう到来可能です

Q3 役場以外の施設も変更になるのですか

A3 図書館や体育施設、クリーンピア（ゴミの持ち込み時間）などの開館時間や利用時間はこれまでと同じです

Q4 緊急の場合はどうすればいいですか

A4 緊急の場合は、代表電話に電話をしてください（代表 0 5 5 8 - 4 2 - 1 1 1 1）

Q5 どうしても朝もしくは夕方に行きたい場合はどうしたらいいですか

A5 今回の取組の趣旨をご理解いただき、開庁時間内の来庁をお願いいたします
どうしてもという場合は、事前に担当課に連絡をいただき、対応が可能かどうかご確認をいただきますようお願いいたします

Q6 お昼（12：00～13：00）に行っても大丈夫ですか

A6 お昼の時間はこれまでと同じように対応いたします

Q7 電話もこの開庁時間内しかつながらないのですか

A7 8：15～17：00の間はこれまで通りつながりますが、今回の取組の趣旨をご理解いただき、緊急の用件以外は開庁時間内におかけいただきますようご協力をお願いいたします